

27 予第 1932 号
平成 28 年 3 月 31 日

省内各部課局庁の長 宛て
〔都道府県知事へは、管轄の各農政
局長等から通知。〕

大臣官房参事官（経理）

「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会
経済情勢の変化への対応」の承認事例について

農林水産省における補助対象財産の処分に係る承認は、「補助事業等により
取得し、又は効用の増加した財産の処分等の承認基準について（平成20年
5月23日20経第385号大臣官房経理課長通知）（以下「承認基準」という。）」
により、運用されているところであるが、承認基準第2条第1項第4号のう
ち「社会経済情勢の変化への対応」に関し、今後の運用に際して判断に差が
生じないように、別紙のとおり類型化した承認事例を取りまとめたので通知す
る。

今後の承認基準の運用に際しては、本承認事例を判断の参考としていただ
くとともに、引き続き厳正な運用に努められたい。

なお、貴管下の関係機関の長には、貴職から通知願いたい。

(別紙)

「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等の社会経済情勢の変化への対応」に関する類型化した承認事例

承認基準第2条第1項第4号のうち「社会経済情勢の変化への対応」は、例示として「近年における急速な少子高齢化の進展、産業構造の変化等」としているとおおり、補助事業者の責に帰さない情勢変化に起因して、補助金等の交付の目的に沿った使用が困難となり、かつ現状のままでの補助対象財産の維持が困難となった場合に、これに対応するために処分（目的外使用（取壊し含む）、譲渡、交換、貸付け、担保）を行わなければならない場合が考えられる。

これまで、農林水産省内において、こうした考え方によって承認した事例を類型化したところ、以下の6つのケースに集約されるところである（類型化したケースの代表的事例は別添のとおり）。

- ① 情報通信技術の革新的な進歩や技術開発の急速な進展によって補助事業導入時の技術が陳腐化し、代替技術等による対応が合理的となったケース
- ② 補助事業導入後に発生した災害を契機として耐震基準や防災基準等の改定が行われ、現行施設の維持が困難となったケース
- ③ 市町村合併に伴う公共施設の配置の見直しや財政の急速な悪化による地方公共団体の行財政改革が行われる中で、当該施設の廃止等が提言されたケース
- ④ 事業者として見通し難しく、かつ、対応し難い状況変化を踏まえて、より上位・広範な内容を定めた計画が策定される中で、当該施設又は取壊し後の跡地について地域活性化等の観点から活用されるべきことが位置づけられたケース
- ⑤ 原発事故やそれに伴う風評被害、家畜伝染病の発生など、補助事業導入後に発生した予期せぬ事象により、現行のままでの施設の維持が困難となったケース
- ⑥ 農村人口の減少等により、農業集落排水施設について、老朽化した施設を更新・修繕するよりも公共下水道に接続すること等が経済的・効率的となったケース

(別添)

類型化 ケース番 号	承認(又 は報告) 年度	事業名	処分を要する 補助対象財産	処分内容
①	20	平成3年度水産物中核流通加工施設整備事業	公害防止施設(水産廃棄物処理施設)	事業実施主体:町 事業概要:ホタテ加工残渣(ウロ等)の乾燥焼却施設として整備 情勢変化:ホタテ加工残渣を堆肥化するための処理技術が確立され、町内の民間施設により安定的に低コストでの処理が可能になった。 対応(処分):事業を廃止し、目的外使用(取壊し)
①	22	平成5~7年度 農業農村活性化農業構造改善事業	地域農業総合管理施設	事業実施主体:市 事業概要:野菜を取り入れた複合経営の確立や農業経営体の育成、高付加価値農業の展開と就業機会の創出、都市農村交流の促進などの地域活性化に資する施設として農業情報管理室、情報化研修室として整備 情勢変化:情報機器やIT技術の革新的な進歩によりインターネットや携帯電話の普及により施設利用の需要減。 対応(処分):事業を廃止し、米粉菓子製造室等に目的外使用
②	22	昭和51年度~53年度、57年度、58年度栽培漁業振興施設整備事業費補助金	種苗生産施設	事業実施主体:県 事業概要:県栽培漁業センターとして主要栽培対象種(ヒラメ、イサキ、アワビ等)の生産を担う施設を整備 情勢変化:県により、近い将来、発生が予想されている東南海・南海大地震等の大地震に備えるため、「県有施設の耐震診断の実施方針」が策定され、当該施設には「要改修」の診断結果。 対応(処分):老朽化、耐震化の問題等を踏まえて事業を廃止し、目的外使用(取壊し)
②	25	昭和58年湛水防除事業	逆潮樋門	事業実施主体:県 事業概要:受益農地の湛水防除及び高潮時の防潮のため排水機場の施設として樋門を整備 情勢変化:豪雨災害により堤防の一部が越水したことから、防災計画が見直され、堤防の嵩上げを行い、嵩上げた堤防に合わせた新たな樋門を設置することにより既存樋門が必要性消失。 対応(処分):目的外使用(取壊し)

類型化 ケース番 号	承認(又 は報告) 年度	事業名	処分を要する 補助対象財産	処分内容
③	24	昭和45年度～51年度、54 年度～57年度栽培漁業振 興施設整備事業費補助 金、平成11年度水産業振 興総合対策施設整備補助 金	種苗生産施設	事業実施主体: 県 事業概要: 県水産試験場分場として主要栽培対象種(マダイ、クロダイ、アカガイ等)の生 産を担う施設を整備 情勢変化: 県により、厳しい財政状況の中で、県民が必要とする行政サービスを維持確保 するため、「行財政改革大綱」が策定され、その中で「水産種苗生産体制の見直し」が盛り 込まれ、事業所の集約を計画。 対応(処分): 事業を廃止し、目的外使用(取壊し)
③	27	平成11年度 山村振興等 農林漁業特別対策事業	高齢者活動促進施設	事業実施主体: 市 事業概要: 高齢者の持つ伝統の技を活かし、また、介護を要する高齢者の心のよりどころ となる活動の展開を図る施設を整備 情勢変化: 事業実施主体を含む14市町村の広域的な合併を契機として策定された「公の 施設の再配置計画」による廃止、統合を含めた適正配置。 対応(処分): 無償譲渡
④	24	昭和52年度水産物産地流 通加工センター形成事業	製氷貯氷施設	事業実施主体: 市 事業概要: 水産物産地流通基地としての機能整備、流通加工の合理化及び近代化のた め、他の施設等と併せて製氷貯氷施設を整備。 情勢変化: 市により、賑わいあふれる地域のシンボリック交流空間の創出による地域活性 化を目指す「八幡浜港(港湾・漁港)振興ビジョン」・「みなとまち八幡浜再生計画」・「八幡浜 港地区活性化計画」が策定され、老朽化した施設に代わる水産物取扱施設を整備するこ とを計画。 対応(処分): 交流空間の創出による地域活性化のために跡地を利用することとし、事業を 廃止し、目的外使用(取壊し)
④	24	昭和62年度水田農業確立 対策推進事業	トマト集出荷施設	事業実施主体: 農業協同組合 事業概要: 昭和50年代のトマトの出荷量増加に伴う安定的、効率的な集出荷及び選果施 設として整備 情勢変化: 大規模トマト選果場を有する競合産地の出現、輸入農産物の増大及び高品質 かつ大量ロットでの出荷ニーズの高まり等により、管内全体で「トマト選果場の再編整備計 画」を策定。 対応(処分): 選果機械を撤去し、一次集荷施設として目的外使用

類型化 ケース番 号	承認(又 は報告) 年度	事業名	処分を要する 補助対象財産	処分内容
⑤	27	平成13～15年度 地域林業経営確立林業構造改善事業補助金	木質バイオマス関連施設(炭化プラント棟、炭化製品保管庫、管理棟)	事業実施主体:市 事業概要:地域内の製材所や木工所から発生する木片等の未利用資源からバイオ炭等を生産する施設として整備 情勢変化:福島第一原子力発電所事故を原因とした放射性物質の影響により、当該施設で製造する炭化製品の放射性セシウム濃度が暫定許容値を超えたため製品の生産が不可となり、現状での運営が困難。 対応(処分):市営牧場の施設として目的外使用
⑤	25	平成21年度及び平成22年度地域バイオマス利活用整備交付金	乾燥設備	事業実施主体:民間事業者 事業概要:鶏ふん及び牛ふんを乾燥施設で乾燥したものをボイラー燃料に利用して蒸気と電気を発生させる施設として整備 情勢変化:口蹄疫の影響で家畜が殺処分され、燃料用の牛糞の確保が困難になり、今後も牛ふんの乾燥機としての活用が見込めないため。 対応(処分):地域の食品工場や焼酎工場から排出される甘藷等を乾燥させたエコフィードを製造し、低価格で畜産農家に提供する施設として目的外使用
⑥	27	昭和61年度～平成2年度農業集落排水事業	農業集落排水処理施設(処理場建屋、処理場敷地)	事業実施主体:市 事業概要:農業集落排水施設(処理場建屋、処理場敷地) 情勢変化:農村人口の減少等により需要が減退している中において、老朽化した農業集落排水施設を修繕して維持管理するよりも、公共下水道へ接続統合することが、経済的・効率的とされたため。 対応(処分):中継ポンプ施設、非常時・災害時の資機材保管庫、防災水槽や防災活動時の車両駐車・活動スペースとして目的外使用
⑥	23	昭和63年度 農業集落排水事業	農業集落排水処理施設(処理槽、管理棟、機械設備、電気設備、処理施設用地他)	事業実施主体:市 事業概要:農業集落排水施設(処理槽、管理棟、機械設備、電気設備、処理施設用地他) 情勢変化:施設老朽化の進行及び機器の更新時期を迎える一方で、供用開始から現在に至るまでに高速道路、新幹線、バイパス等の整備が進んだことで処理区内人口が増加し、接続人口が計画人口を上回ったことから、公共下水道に接続替え一括処理を行うことが経済的・効率的な管理経営につながると判断したため。 対応(処分):防火備蓄倉庫及び防火水槽貯水槽に目的外使用、機械・電気設備等は目的外使用(廃止)